

# 平成19年6月2日から 中型自動車・ 中型免許が 新設されます!

自動車  
運転免許が  
変わります!

街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

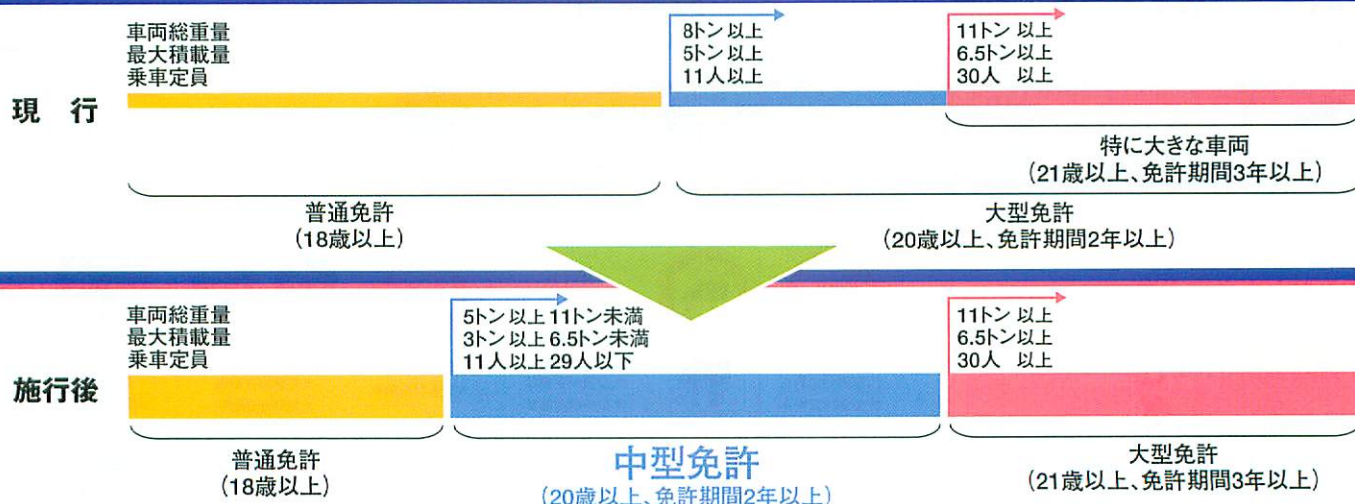
警視庁



**中型免許とは**  
現行の大型免許と普通免許の中間に  
位置する自動車免許です。

貨物自動車による事故防止を図るため、  
改正された道路交通法の一部が施行され、自動車の種類として  
中型自動車が、運転免許の種類として中型免許、  
中型第二種免許及び中型仮免許が新設されます。

受験資格が自動車の種類と年齢により区分されます。



- ※ 路上試験及び取得時講習(運転しようとする自動車の運転に関する講習及び応急救護処置講習)を実施します。
- ※ 第二種免許は、普通、中型、大型とも21歳以上で、3年以上の免許経験を有することが受験資格となります。
- ※ 大型免許、中型免許の試験について路上試験が行われることになるため、それぞれの仮免許が必要になります。



# そもそも「中型自動車」って何？

車両総重量

**5トン以上  
11トン未満**

最大積載量3トン以上6.5トン未満  
乗車定員11人以上29人以下が

**「中型自動車」**です。

- 最近の交通事故を車両別で見ると、車両総重量5トン以上の大きい車の死亡事故が顕著に高いことが分かり、それを防止するために中型自動車(中型免許)が新設されます。
- 年々車両が大きくなっていることもあり、現状の自動車事情に対応して免許制度の見直しを図りました。



## ◎ 施行後の自動車の区分

最大積載量	車両総重量	乗車定員			
		11人		30人	
旧	新	普通		大型	
		普通	中型	大型	大型
6.5t	11t	大型	大型自動車		
5t	8t	中型	中型自動車 (特定中型自動車)		
3t	5t	普通	普通自動車		

※ 特定中型自動車とは、車両総重量8トン以上11トン未満、最大積載量5トン以上6.5トン未満、乗車定員11人以上29人以下の自動車です。

# 今までの免許はどうなるの？

普通免許、大型免許を持っている方は、

**運転できる車の範囲に変わりはありません。**

ただし**現行の大型免許は**一定の条件を満たさないと

車両総重量**11トン以上**の大型自動車は

**運転できないこと**もあります。

- 現行の普通免許を持っている方は、法律施行後に免許証を更新すると中型免許(「中型車は中型車(8t)に限る」と表記)になります。
- 現行の大型免許を持っている方は、法律施行後の大型免許を受けているとみなされます。ただし、21歳以上で、普通免許等を受けていた期間(停止期間を除く。)が3年以上にならないと、法律改正後の大型自動車を運転できません。
- 現行の免許証を取り換える等の変更手続きは必要ありません。



## ◎ 現行の免許で運転できる自動車の区分

最大積載量	車両総重量	乗車定員			
		11人		30人	
旧	新	普通		大型	
		普通	中型	大型	大型
6.5t	11t	大型	大型自動車		
5t	8t	中型	中型自動車		
3t	5t	普通	普通自動車		

現行の普通免許を持っている方      現行の大型免許を持っている方

# 道路標識で変わることは？

**中型自動車の道路標識が新設**されます。

- 交通規制に関する道路標識等にその区分を対象とした略称が新設されます。
- 例示した道路標識について、規制対象車両は実質的には変更がありません。

## ◎ 道路標識と規制対象の例

	現行	施行後
【規制対象】 最大積載量2トン以上の普通貨物自動車 大型貨物自動車 大型特殊自動車	【規制対象】 最大積載量2トン以上の普通貨物自動車 最大積載量3トン以上5トン未満の中型貨物自動車 【規制対象】 大型貨物自動車「大貨」 大型特殊自動車「大特」 特定中型貨物自動車「特定中貨」	
【規制対象】 大型乗用自動車	【規制対象】 大型乗用自動車「大乗」 特定中型乗用自動車「特定中乗」	
【規制対象】 大型貨物自動車 大型特殊自動車	【規制対象】 大型貨物自動車「大貨」 大型特殊自動車「大特」 特定中型貨物自動車「特定中貨」	
【規制対象】 大型貨物自動車	【規制対象】 大型貨物自動車「大貨」 特定中型貨物自動車「特定中貨」	

※ 規制対象の「かざかっこ」は、略称です。